

『機械研削といしの取換え等の業務』特別教育 (学科のみ)

研削砥石の取替えや取替え時の試運転の業務そのものは、それほど危険なことではありません。

しかし、取替えや試運転の方法の誤り、砥石を取り替える時の選定間違い等が原因で毎年多数の災害が発生しております。

このような災害を防止するために、研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務は、労働安全衛生法により「危険又は有害な業務」に指定されており、研削砥石取替え等の業務特別教育を修了した者でなければ業務につくことはできないとされています。(法第59条、規則第36条)

機械研削とは「機械研削盤(円筒研削盤・平面研削盤・専用研削盤等)のように、機械に固定した加工物を機械が自動的に(または手動で)研削をなす作業」を「機械研削」といいます。

「グラインダー」「切断機」等の電動工具をお使いの場合は【自由研削砥石の取換え等の業務特別教育】が必要です。

1. 実施日

回	日 程	時 間
第1回	2020年6月9日(火) 中止	9:00~17:20 (学科7.0hr)
第2回	2021年1月27日(水)	
場 所	若松市民会館 (JR若松駅前) 2階 第三集会室	

2. 講習内容(合計7.0時間)

科 目	時 間
機械研削用研削盤、機械研削用といしの取付け具等に関する知識	4.0時間
機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	2.0時間
関係法令	1.0時間

3. 実技教習

学科教習後に安全衛生特別教育規程に基づき次の内容にて実技教育を実施し、教育実施記録に証明印(社印)を押印し保存しておいて下さい。

1. 機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法について3時間以上

4. 定 員：30名

5. 受講料・テキスト代(消費税込) (単位：円)

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	8,800	1,320	10,120
一 般	11,000		12,320

6. 申込み方法

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、所定の受講申請書をFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

7. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、 FAX：093-863-6567
受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会
(振込手数料は貴社でご負担願います)

FAX:093-863-6567

【機械研削砥石の取換え等の業務特別教育】
受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名		生年月日	現住所	
		(昭和・平成)	〒	
		(昭和・平成)	〒	
		(昭和・平成)	〒	
所 属 事業所	所在地	〒		
	事業所名 (印不要)	都 道 府 県		
		業 種 製造業 建設業 その他		
		TEL	FAX	
連絡先	担当者所属・氏名			(電話)
				(FAX)
【受講希望日】		月 日	受講料振込予定日	年 月 日
			受講料(合計)	円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他()協会]				
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない				

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿